

第一市街地整備事務所の事業

(1) 既成市街地再整備土地区画整理事業

既成市街地の周辺及び木造住宅密集地域等において、道路・公園等の都市基盤の整備を図り、良好な生活環境の確保や防災性の向上を図る。

〔施行中地区〕

○六町地区 平成10年3月～令和10年3月 約69.0ha

〔清算手続中地区〕

○西瑞江地区 平成8年3月 換地処分公告

○花畑北部地区 平成29年3月 換地処分公告

○篠崎駅東部地区 平成30年3月 換地処分公告

○瑞江駅西部地区 令和2年2月 換地処分公告

(2) 臨海部開発事業

臨海副都心の一角に位置している有明北地区と、その関連地域である豊洲、晴海地区において、大街区方式土地区画整理事業により臨海部広域幹線道路の整備を行うとともに、関連する道路の拡幅及び橋梁整備を行う。

〔土地区画整理事業〕

○豊洲地区 令和元年6月 換地処分公告

○有明北地区 令和元年8月 換地処分公告〔清算手続中〕

○晴海四・五丁目地区 平成28年1月 換地処分公告

〔街路事業〕

○放射第34号線支線1 平成4年3月～平成30年3月 約0.7Km

○補助第315号線（富士見橋） 平成18年9月～平成30年9月 約0.2Km
（供用開始）

(3) 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業（選手村跡地の整備）

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業により、東京2020大会後のレガシーとなるまちづくりを行っている。

○晴海五丁目西地区 平成28年4月～令和8年3月 約18ha

(4) 特定整備路線等整備事業

市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上、効果の高い主要な都市計画道路の整備を推進する。そのため、路線を指定し、関係権利者に対して、生活再建等のための特別の支援を行う新たな制度（特定整備路線）を構築することにより、都施行の都市計画道路の整備を加速する。

○補助第29号線（戸越公園駅周辺地区）

○補助第46号線（目黒本町地区、原町・洗足地区）

○補助第120号線（鐘ヶ淵地区）

(5) まちづくり手法を活用した道路整備

区部環状方向の幹線道路である環状第4号線の未整備区間（高輪地区）について、環状第4号線の整備を推進するとともに、沿道整備土地区画整理事業により沿道のまちづくりを進める。

〔街路事業〕

○環状第4号線（高輪区間） 令和元年7月～令和15年3月 約0.6Km

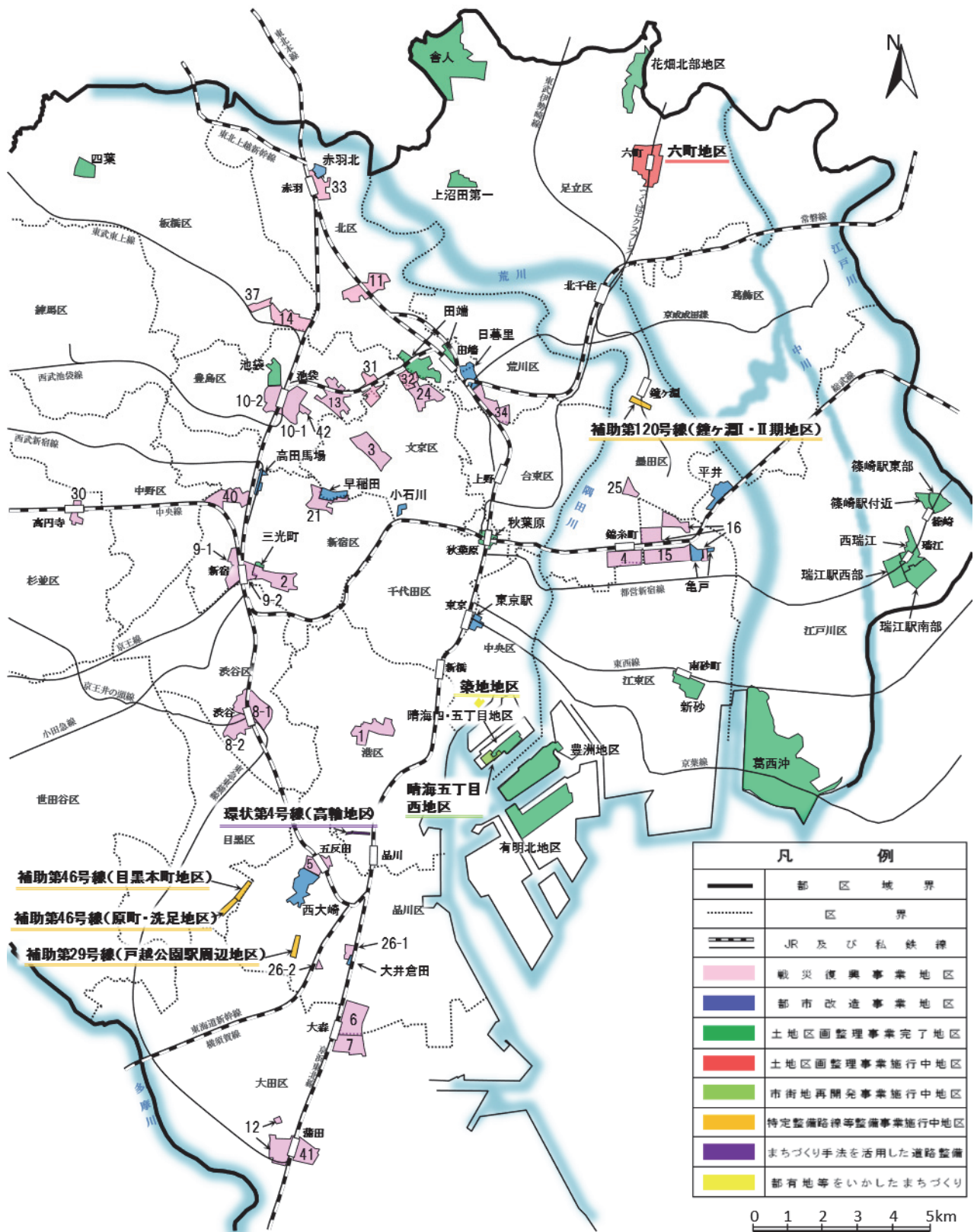
〔土地区画整理事業〕

○環4高輪地区（第1期） 令和6年2月～令和15年3月 約1.5ha

(6) 築地まちづくり

築地地区まちづくりの本格的整備に先立って埋蔵文化財調査、土壌汚染調査等を戦略的に進める。

第一市街地整備事務所 市街地整備事業施行箇所図



臨海部開発事業・晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業



—— 当事務所施行	土地区画 整理事業	—— 当事務所施行区域
街路事業		
—— 他事務所施行	市街地再 開発事業	—— 当事務所施行区域